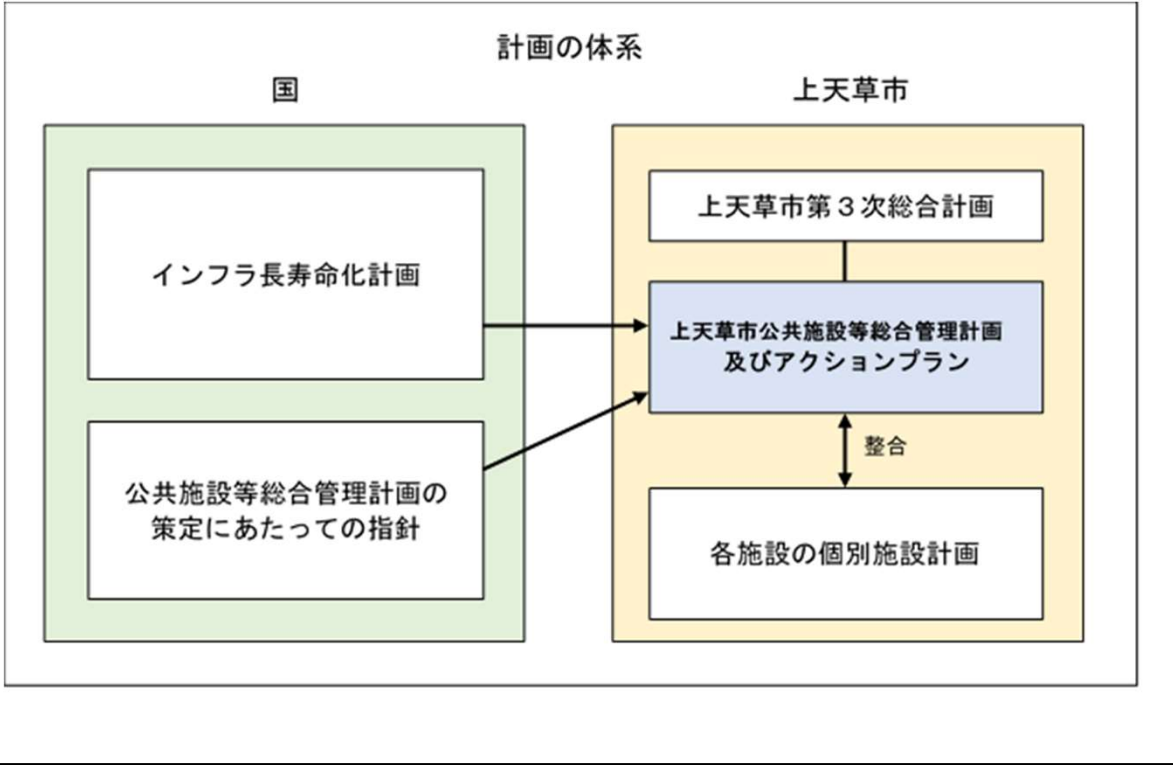


1 アクションプランの目的及び位置付け

アクションプランは、第2期上天草市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）に基づき、公共施設全体の維持、改修等の発生時期を見通した上で、分野横断的な視点も踏まえながら、施設ごとの今後の取組方針を決定し、公共施設のマネジメントを適切に維持管理・運営するための実施計画として策定するものです。



2 計画期間

総合管理計画の計画期間に合わせることとし、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間とします。

3 対象とする施設

アクションプランでは、従たる施設（機械室及び倉庫等）を計上せず、単一施設とみなすため、対象とする施設を376施設としています。

大分類	中分類	小分類	施設数	割合
市民文化系施設	集会施設	コミュニティセンター	1	0.3%
		集会所	32	8.5%
		公民館	5	1.3%
社会教育系施設	博物館等	博物館等	4	1.1%
		図書館	1	0.3%
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館	11	2.9%
		管理棟	1	0.3%
		便所	1	0.3%
	レクリエーション施設	温泉施設	1	0.3%
		観光施設	4	1.1%
		観光トイレ	7	1.9%
		キャンプ場	3	0.8%
		レクリエーション施設	7	1.9%
		レジャー施設	3	0.8%
		その他観光施設	2	0.5%
産業系施設	産業系施設	産業系施設	3	0.8%
		小学校	11	2.9%
学校教育系施設	学校	中学校	6	1.6%
		専門学校	1	0.3%
子育て支援施設	幼保・こども園	保育所	2	0.5%
		老人福祉センター	4	1.1%
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	その他高齢者福祉施設	3	0.8%
		病院	1	0.3%
医療施設	医療施設	診療所	2	0.5%
		庁舎等	6	1.6%
行政系施設	消防車庫・詰所	消防詰所	1	0.3%
		消防格納庫	23	6.1%
公営住宅	公営住宅	公営住宅	56	14.9%
		休憩所	4	1.1%
公園	公園	便所	5	1.3%
		格納庫	2	0.5%
供給処理施設	供給処理施設	ゴミ収集所	1	0.3%
		斎場	1	0.3%
その他	その他	交流施設	1	0.3%
		待合所・停留所	48	12.8%
		荷捌き所	3	0.8%
		排水機場	11	2.9%
		公衆便所	1	0.3%
		倉庫	1	0.3%
		職員住宅	40	10.6%
		医師住宅	11	2.9%
		看護学生寮	2	0.5%
		旧幼保・こども園	8	2.1%
		旧小学校	6	1.6%
		旧中学校	3	0.8%
		旧高齢者施設	1	0.3%
		旧プラント事務所	1	0.3%
		旧法務局	1	0.3%
上水道施設	上水道施設	上水処理施設	22	5.9%
下水道施設	下水道施設	下水処理施設	1	0.3%
合 計			376	

4 総合管理計画の概要

総合管理計画では、本市の将来人口の推移、財政状況及び公共施設等の現状と課題を踏まえ、公共施設等のマネジメントに関する基本的な考え方及び方向性を明確化し、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するため、経営的視点による総合方針を定めています。

1 現状や課題に対する基本認識

- (1) 将来人口 令和32年（2050年）には11,669人まで減少見込み
- (2) 厳しい財政運営 地方交付税の減少、社会保障等の義務的経費の増大
- (3) 大量の施設 公共施設全体の約4割が旧耐震基準の建物、今後多くの施設の更新時期の到来
- (4) 総合的かつ計画的な施設管理を推進する必要性

2 公共施設等に関する基本的な方針の策定

公共施設を総合的かつ計画的に管理・推進するため、次のとおり公共施設等に関する基本方針を定めています。

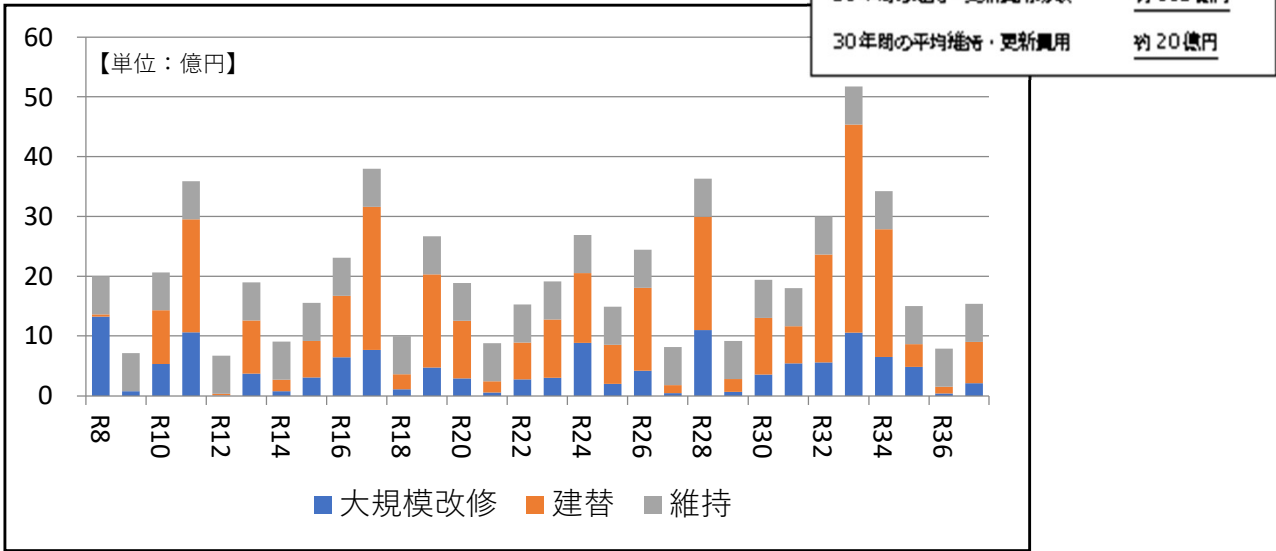
【公共施設等に関する基本的な方針】

- I スリムで効率的な行政運営を行うため、適正な施設規模及び配置の見直しや合理化に取り組む
- II 計画的な施設整備や長寿命化を図ることにより、維持管理コストの縮減や平準化に取り組む
- III 施設利用の安全・安心な利用を確保するため、施設の安全性や耐震性を確保する
- IV 将来を見据えた財政計画のもと、必要な財源を確保する
- V 管理に関する情報及び体制を構築し、市民とともに本計画を管理、推進する

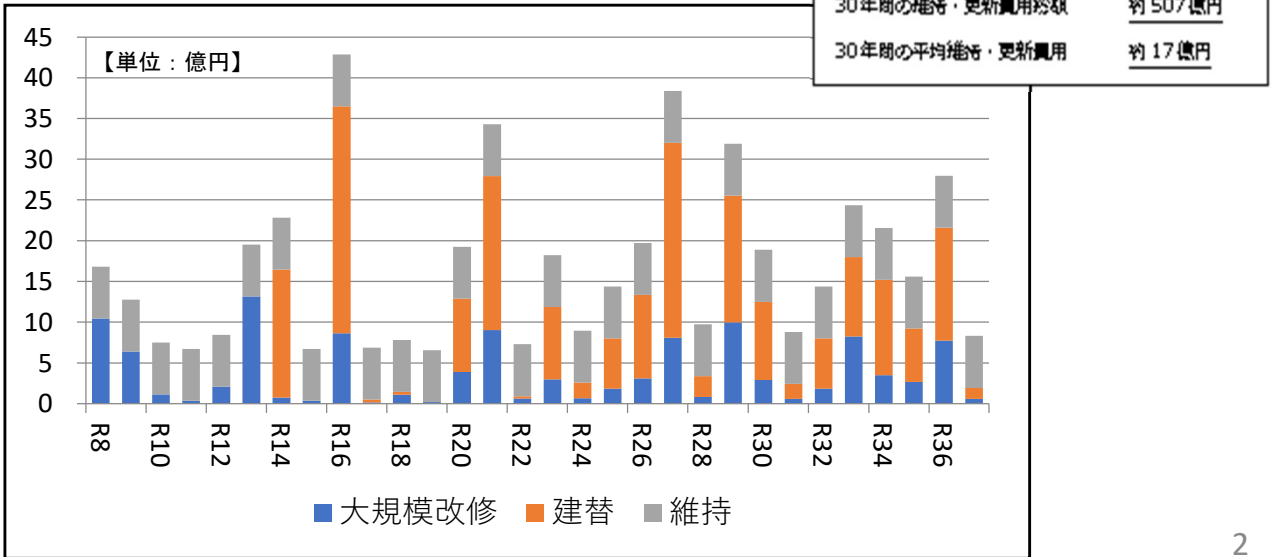
5 将来更新コスト試算

本市が保有する施設を将来にわたって維持し続けた場合、その維持・更新（大規模改修・建替え）に要する費用が将来の財政運営に及ぼす影響を把握するため、今後30年間分のコストの試算を総合管理計画において試算した基本シナリオ（大規模改修30年、建替え60年）と適切な予防保全による長寿命化を図ることで更新時期を延長して試算した長寿命化シナリオ（大規模改修35年、建替え70年）の2パターンにより行います。

◆基本シナリオ（大規模改修30年、建替え60年）



◆長寿命化シナリオ（大規模改修35年、建替え70年）



1 アクションプランの基本的な考え方

(1) 施設総量の減量化を図ります

行政が提供を担うべきサービスを見極めた上で施設の適正な配置又は規模を検証し、民間主体で提供することが望ましい又は可能なサービスについては、地域への移譲や廃止、民間譲渡等を実施し、施設総量の減量化を図ります。

(2) 施設の更新（建替え）に当たっては、原則、スクラップ・アンド・ビルドとします

施設の更新（建替え）に当たり、類似施設との配置バランスを考慮し、施設の複合化を進めることで、施設の質の向上と効率化を図ります。

(3) 施設の長寿命化及び経済的耐用年数の延伸のため、メンテナンス（適切な維持管理、計画的な修繕等）の充実を図ります。

将来にわたって使用する施設は、計画的な予防保全の実施により、建設から解体までに要する費用（ライフサイクルコスト）を縮減し、施設の長寿命化を図ります。また、点検・診断を適切に実施し、経年劣化等部分を修繕することで、安心して快適な公共施設を維持します。

(4) 施設の維持・更新等に当たっては、計画的に施設の脱炭素化を図ります

断熱性能の高い材料の使用、省エネ性能に優れた機器や太陽光発電設備の導入など、消費エネルギーの省力化及び再生可能エネルギーの導入を推進します。

2 施設の整理に関する考え方

各施設の評価及び既存の取扱方針を踏まえ、効果的かつ効率的な施設の運営管理を行うため、計画的に施設の整理を進めます。

なお、廃止後の解体については、できる限り速やかに実施するものとします。

(1) 地区（町単位）の類似施設の整理の考え方

同一地区内に利用目的等が類似した施設が複数ある場合は、同一地区内に一つとし、当該施設の評価を考慮し、可能な限り整理を行います。

(2) 例外となる施設

①市全体で利用する施設（例：大矢野総合体育館、松島総合センター「アロマ」）

②旧町の核となる施設（例：姫戸地域振興センター、龍ヶ岳地域振興センター）

③同一地区であるが、実態としてその活動が複数の区域に分かれており、個々に利用している施設（例：今泉地区多目的集会所）

④特別な行政目的があり、利用中の施設又は具体的な利活用が見込まれる施設（例：旧ひめど保育園（社会福祉法人へ貸付中）、旧法務局（社会福祉協議会へ貸付中））

(3) 残すべき施設の判断基準

施設の整理を進める上で、同一地区内に残す施設の判断基準は次のとおりとし、これらを考慮して、残す施設を決定します。

①建設時期が新しい施設、耐用年数に対する残存期間が長い施設

②利用率が高い施設

③利便性がよい施設、立地場所が良い施設

3 公共施設再配置の考え方

公共施設のあり方について、抜本的に見直し、適正な配置及び効率的な管理運営を実現するため、単に施設の統廃合・集約化などによる総量の減量化だけでなく、地域の特性を考慮した未来のまちづくりに繋げていくことが重要であることから、公共施設再配置の考え方を次のとおりとします。

(1) 施設保有量の最適化

(2) 人口分布と利用状況に応じた施設配置の最適化

(3) 民間活力の活用による施設の整備又は再配置

(4) 適正な維持管理等による施設の存続

(5) 市民及び地域と進める施設の再配置

7 施設評価及び施設ごとの今後の取組方針

1 施設評価

- (1) 個別施設の方向性検討の基本的な考え方
公共施設（建築物）の新規整備をできるだけ抑え、現存する施設の機能移転や統廃合を進めることにより、施設の適正配置と総量の縮減を目指します。
- (2) 方向性の主旨
各公共施設（建築物）の方向性は、次のいずれかの用語で示しています。

A 継続利用（現状維持）	E 転用
B 継続利用（規模縮小）	F 民間譲渡
C 統廃合	G 地域移譲
D 複合化（集約化）	H 廃止

- (3) 方向性の検討方法
各公共施設（建築物）の方向性の検討は、施設所管課へ調査を実施し、各施設の利用状況、劣化状況、維持管理費の実績等の定量的なデータをはじめ、サービスの必要性や地域へもたらす影響、今後の活用方針などの定性的な要素を考慮した上で行います。
なお、各施設の方向性を検討する際は、フロー図に従い、サービスの質及び経済性において最も効率的な手法を選択します。

2 施設ごとの今後の取組方針

本市では、将来を見据え、施設の複合化等によって機能充実を図り、また、施設の民間譲渡や地域移譲により効果的・効率的なサービスの提供を可能にするなど、今後の施設のあり方について考え、経営的な視点に立った計画的な維持管理を行っていくことで、時代に合わせた良質で持続可能な行政サービスの提供の実現を目指します。
なお、この施設ごとの今後の取組方針については、毎年度施設ごとの進捗状況について確認・更新し、着実に取組を推進していきます。

8 計画目標

アクションプランの計画期間（令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）まで）において、延べ床面積については15.1パーセント、施設数については17.8パーセント以上の削減を目標としています。
また、施設の維持・大規模改修・建替えに要する費用については、約67.8億円の削減を見込んでいます。
なお、この目標値は、今後の財政収支や社会経済情勢の変化に応じて、必要に応じて見直しを行うこととします。

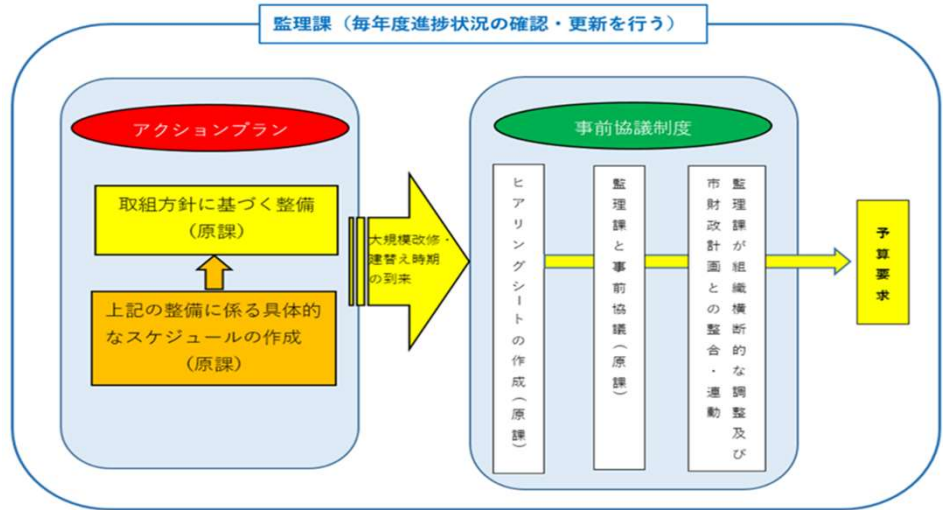
9 アクションプランのマネジメント

1 アクションプランの進捗管理

- (1) 施設ごとの今後の取組方針に対し、年度単位で進捗状況をチェックするとともに、施設ごとの今後の取組方針の更新を行います。
- (2) 施設の整備等に当たっては、事前に協議することをルール化することにより、市財政計画との整合及び連動を図ります。

2 推進体制

- (1) 監理課が組織横断的な調整機能を発揮しつつ、進捗管理の実務を担います。
- (2) 監理課においては、財政課及び各公共施設所管課との連携を十分に図りながら、アクションプランにおける取組を推進していきます。



3 市民との情報共有・合意形成

アクションプランのマネジメントにおいては、市民の理解と協力が必要不可欠であるため、幅広く丁寧に市民と情報共有し、合意形成を図りながら、取組を推進していきます。